

令和4年度第3回茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会（書面開催）会議録

議題	<p>(1) 令和5年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計当初予算(案)について</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症対策のための茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会運営要綱の一部を改正する要綱について</p>
日時	令和5年2月24日(金)
場所	—
出席者氏名	<p>被保険者代表 鈴木友美、石山れいし、尾上俊彦、高橋里幸</p> <p>保険医又は保険薬剤師代表 高山慶一郎、町田智幸、遠藤雄一郎、花島邦彦</p> <p>公益代表 石川愼一、望月孝俊、和賀始、安井真由美</p> <p>被用者保険等保険者代表 小林雄一</p> <p>事務局 内藤福祉部長、松尾保険年金課長 保険年金課 瀬沼課長補佐、川下課長補佐、水島課長補佐、 光課長補佐、村山課長補佐、梅原課長補佐</p>
欠席者氏名	なし
会議資料	<p>次第</p> <p>議題(1) 説明文、資料1～7 令和5年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計当初予算(案)について</p> <p>議題(2) 資料 新型コロナウイルス感染症対策のための茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会運営要綱の一部を改正する要綱について</p> <p>報告事項(1) 資料 茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会委員(公益代表)の変更について</p>

	報告事項（２）説明文、資料 特定健診・特定保健指導実施状況報告について 報告事項（３）資料、概要 令和４年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（案） について 報告事項（４）資料①、② 制度改正に伴う茅ヶ崎市国民健康保険条例改正について ①賦課限度額の引き上げ及び軽減対象の拡大 ②出産育児一時金の給付金額の引き上げ
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	—

（会議の概要）

- ・議題（１）承認
- ・議題（２）承認

（委員からの質問・意見等）

【質問１】 保険者努力支援制度の活用での令和３年度・令和４年度の取組み（指標の達成状況）、確定した令和３年度決算・事業執行状況、令和４年度予算・事業執行状況のほか、国保事業全般を振り返り、令和５年度に対応すべき課題は何か、具体的に例示し、令和５年度に重点的に対応し取り組むのか教えてほしい。また、その取組みに関わる令和５年度の予算への反映状況はどうなっているのか。

【回答１】 保険者努力支援制度に対するご質問について回答します。

国民健康保険保険給付費等交付金特別交付金（保険者努力支援分）の交付を受けるには、各評価項目の事業等の実施の有無があり、その各評価項目で得点した総合得点の高低により交付額にインセンティブが付くというような制度です。

交付決定を受けた交付金のほとんどは、医療費の支払いにあたる療養給付費の支払いに充てられており、また一部は保健事業費にも充てられています。令和３年度の決算額の把握、令和４年度の執行状況の管理を適切に行っています。

令和3年度に得点できていなかった事務を改善し令和4年度に得点できた結果、県内の総合順位は12位から4位に上昇しています。主な要因はジェネリック医薬品関連の得点が令和4年度交付決定（令和3年度実績）以来継続して得点できているからです。これは、その使用割合が政府目標の目標値80%を超えていると70点得点（県内市町村は本市含め3市のみ得点）できるという内容で、この得点を獲得できたことが大きな理由です。

しかしながら、令和3、4年度及び令和5年度においても得点できていない項目は「地域包括ケアの推進・一体的事業の実施」についてです。

地域包括ケアの推進・一体的事業の実施については、関係課との連携が十分とは言えない状況にあります。今年度は地域包括支援センターの会議に出席し、国保が保有する特定健康診査や医療情報データを活用し、被保険者の健康状態や医療費分析から見えることについて情報提供や課題の共有をすることが出来ました。保険年金課が実施している国保保健事業と、健康増進課が実施している後期高齢者医療保険制度の保健事業、高齢福祉介護課が実施している介護保険制度の地域支援事業について、切れ目なく効率的・効果的に事業が実施出来るよう、連携を強化して保険者努力支援制度（取組評価分）を活用できるようにしていきます。

【質問2】 新型コロナウイルス感染症が今年5月以降2類から5類へ緩和されることにともない、国保事業への多大な影響が思慮されるところで、実質的には今後政府が出す緩和方針の発出状況により、補正予算での対応になるであろうか？現時点でどのような、どの程度の国保事業への影響を考えているか教えてほしい。

【回答2】 新型コロナウイルス感染症が今年5月8日以降、2類から5類へ緩和される影響としては、傷病手当金の国の財政支援が5月7日で打ち切りとなることです。ただ、請求権は待機期間3日を経過した後の「労務に服することができなかった日」の翌日から2年間あり、保険者は請求時効となるまで支給申請を受けなければならないため、当初予算でもその分の所要額を含めて計上しています。その他の国保事業については、今のところ大きな影響はないと想定しています。

【質問3】 人口減少は喫緊の課題と考えますが、被保険者数・世帯数とも令和5年度は大きな減少が見込まれています。将来的に納付金の増額や基金の取扱いについ

て不確定要素の部分がありますので、歳入についての考え方をお聞かせください。

【回答3】 国民健康保険の被保険者数の減少は次の要因が考えられます。

- (1) 団塊の世代が「後期高齢者医療保険」の被保険者へ移行した。
- (2) 社会保障制度の考え方が変わり、いわゆる社会保険（ここでは医療保険）への認定が多くなった。
- (3) 社会全体の課題である「人口減少」等があげられます。

しかしながら、医療費については被保険者数の減少に比例して減少するのではなく、医療の高度化に伴い医療費が高額化している傾向があります。このような背景を勘案しつつ歳入予算を考えています。

医療給付や検診事業を継続するため国民健康保険財政を支える収入源の主なものは保険料になります。また、この保険料収入により医療給付等以外に各制度の保健事業を支えるための拠出金、介護保険と後期高齢者医療保険へ資金を支出しています。特に後期高齢者医療保険は先ほど説明しましたが、団塊の世代の後期高齢者医療保険への移行やその医療給付が増加していることが直接反映されています。

こうしたなか、保険料を決める「料率」の上昇を軽減するため基金を活用し、さらにこれとは別に交付可能な国の補助制度も利用しています。このように歳出予算を精査しながらその必要経費を算出し、歳入予算を編成しています。

【質問4】 一人当たりの保険給付費の見方について教えてください。

【回答4】 一人当たりの保険給付費について、最初に保険給付費について説明します。

保険給付費とは、保険者（ここでは茅ヶ崎市）の保険者負担分（医療機関窓口で支払う自己負担分3割、2割を除いた分）と高額療養費等の自己負担金額を上回った分の医療費のことになります。

一人当たりについて、数字の根拠となる被保険者数（国民健康保険加入者）は、毎月報告している数字があり、それを1年の平均被保険者数としたものを使っています。

ご質問の一人当たりの保険給付費の見方とは、保険給付費の1年の年額（令和4、5は見込み）を被保険者数で除して算出した数字のことになります。同じ算出方法で毎年報告していますので医療費の伸縮や一人当たりの医療費の負担感

の参考になると考えられます。

【質問5】 特定健診受診率を上げる為の方策はどのようなことですか。

【回答5】 特定健康診査受診率を上げるための対策としては、次のような事業を実施しており、令和5年度についても事業を拡充して実施率向上に努めてまいります。

(1) 文書による受診勧奨

特定健康診査の受診対象者には、毎年5月中旬から下旬に個別に受診券と案内文を送付しています。受診率の低い若年層（40歳から59歳）には、特定健康診査がはじまる6月には、はがきによる受診勧奨を行なっています。初めて特定健康診査を受ける40歳の方と、それ以外の方は、受診状況により文章や内容を変えて通知しています。

また、特定健康診査未受診の方には、2月の追加健診のご案内を1月中旬に送付して受診率向上と被保険者の健康管理に努めています。

(2) 電話による受診勧奨

(1)と同様に若年層の初めて受診対象の40歳代の方や65歳までの受診が不足している受診の方など、電話勧奨する対象者を抽出して実施しています。この、電話勧奨事業については、神奈川県国民健康保険団体連合会の「特定健診・特定保健指導実施率向上支援事業」という保険者支援事業を活用しています。（令和2年度～令和4年度の3年間で終了）

(3) 健康アドバイスシート送付事業

経年的に特定健康診査の結果が確認でき、検査結果の状況に応じたコメントが記載されている「健康アドバイスシート」を受診者に送付して、被保険者が、継続受診と健康課題への気づきや生活習慣の改善に取り組めるようにしています。

(4) その他

- ・特定健康診査受診者（6月～8月）と人間ドッグ等受診者で健診結果を市に提供していただいた方に、インセンティブを提供する事業として、ギフト券を贈呈して受診率向上の取り組みを実施しています。
- ・広報紙、ホームページ、デジタルサイネージ、掲示板などでの健康診査実施についての周知や、健康診査実施機関にポスター掲示を依頼するなど広報活動を行なっています。

(5) 今後の取り組み

令和5年度は、これまで、実施している事業の見直し、例えば受診勧奨に関

する工夫等を行ない、特定健康診査等実施率向上の取り組みとして事業の拡充を図ります。内容としては、特定健康診査と特定保健指導の対象者の多様な特性を捉え、ナッジ理論等を活用し、個々に応じた受診勧奨を効率的・効果的に実施していきます。

【質問6】 茅ヶ崎市独自の事業（保険）は？

【回答6】 事業の中で茅ヶ崎市の独自の事業はありません。

そのかわり、国民健康保険事業としてすべき事業は実施しており、保健事業実施において自治体間格差が起こらないよう努めています。